

佐賀県告示第 407 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 27 年 9 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
より添いとたい話の診療所	佐賀市川副町大字鹿江 619 番地 6	平成 27 年 4 月 1 日
しろくま薬局鏡店	唐津市鏡 2537 番地 1	平成 27 年 3 月 1 日
うめず歯科口腔外科医院	多久市北多久町大字小侍 784 番地 10	平成 25 年 4 月 1 日
げんき堂薬局みふね店	武雄市武雄町大字武雄 4017 番地	平成 27 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションえのか	佐賀市木原二丁目 25 番 3 号	〃
訪問看護ステーションおぎ	小城市小城町松尾 4100 番地	〃
医療法人尽心会百武整形外科・スポーツクリニック	佐賀市水ヶ江四丁目 2 番 15 号	〃
佐賀駅前ソラーレ歯科医院	佐賀市神野東二丁目 4 番 26 号	〃
溝上薬局佐賀駅バスセンター店	佐賀市駅前中央一丁目 42 番地	〃
医療法人浦上歯科医院	伊万里市大坪町丙 1551 番地 4	平成 27 年 1 月 1 日